

自治会の資源回収は便利でメリットがあります

自治会の資源回収のメリット



1. 回収品目が多く、同時に出せます（回収は戸別回収）

回収品目	回収品目詳細	出し方
新聞	チラシ混入可、雑誌混入は不可	十文字に縛る
雑誌	雑誌	十文字に縛る
ざつ紙	箱、包装紙、ロール芯、封筒、シュレッダー屑など	袋に入れて縛る
ダンボール	ダンボール	箱を壊して十文字に縛る
古布	布団、絨毯、ぬいぐるみ、革製品は不可	ビニール袋に入れ口を縛る 雨、または雨が見込まれるときは出さないで下さい
その他	牛乳パック、アルミ缶、スチール缶	缶類は中をすすいで出してください。また、 飛散防止のためカゴやザルなどに入れてください

2. 毎週、同じ曜日に回収します

対象ブロック	曜日
1～4	毎週 土曜日
5～8	〃 日曜日
9、10、14	〃 月曜日
11～13	〃 火曜日

3. 市から回収量に応じて自治会へ補助金が交付されます

平成27年度より片倉台小学校PTAの集団回収と一本化したことで補助金は自治会：82%、PTA：18%の割合で配分します。

- 自治会は敬老記念品などの福祉対策やラジオ体操景品などの文化体育対策などに使います。
- 片倉台小PTAは児童の入学・卒業記念品や夏まつりみこしの費用などに使われます。

4. 新聞の回収には新聞10kgにつきトイレットペーパー1個を協力ご家庭に支給されます（他の業者と同じ）

自治会の回収業者は (株)丸三総業

資源物は自治会の回収カード（パウチしたA5サイズのもの）をつけて8時30分までにご自宅玄関前にお出し下さい。カードは回収時に返却します。

なお、カードが無い方、古くなって見にくいなどの方は自治会館へお申し出ください。

（「丸三総業」以外の回収業者、新聞販売店や市の回収に出された資源物は、市から自治会への補助金の対象にはなりません）